第２世代（次期）顔認証付きカードリーダーの導入に係る助成金申請_手順書

第２世代（次期）顔認証付きカードリーダーの導入に係る助成金申請_手順書

〇　前提として助成金申請にはオンライン資格確認利用申請※及び以下の書類が必要となります。
※既に利用申請をされている場合は不要です。未申請の場合はこちらのページを確認の上、利用申請をお願いします。

領収書（写）

システムベンダーや販売店への精算がわかる書類となります。
見積書では精算の確認ができないことから、証拠書とは認められませんのでご注意ください。

領収書内訳書（写）

税込の金額で領収書の内訳を記載してください。
領収書と領収書内訳書の金額の合計は、一致する必要があります。
補助上限額を上回っている場合、補助対象外の場合であっても、領収書に金額が含まれていれば記載が必要です。

※上記証拠書類を「.pdf」「.xlsx」または、「.zip」形式でご準備ください。
※書類不備がある場合、**すべての証拠書類を改めて申請いただく**とともに、助成金交付までお時間をいただくことがありますので、申請にあたっては、今一度書類の記載についてご確認ください。

第２世代（次期）顔認証付きカードリーダーの導入に係る助成金申請_手順書

1.医療機関等向け総合ポータルサイトトップページから、「オンライン資格確認オンライン請求」を押下します。



2.「第２世代（次期）顔認証付きカードリーダー」を押下します。



3.「各種申請一覧」を押下します。



4.「ユーザー名」と「パスワード」を入力し、「ログイン」を押下します。

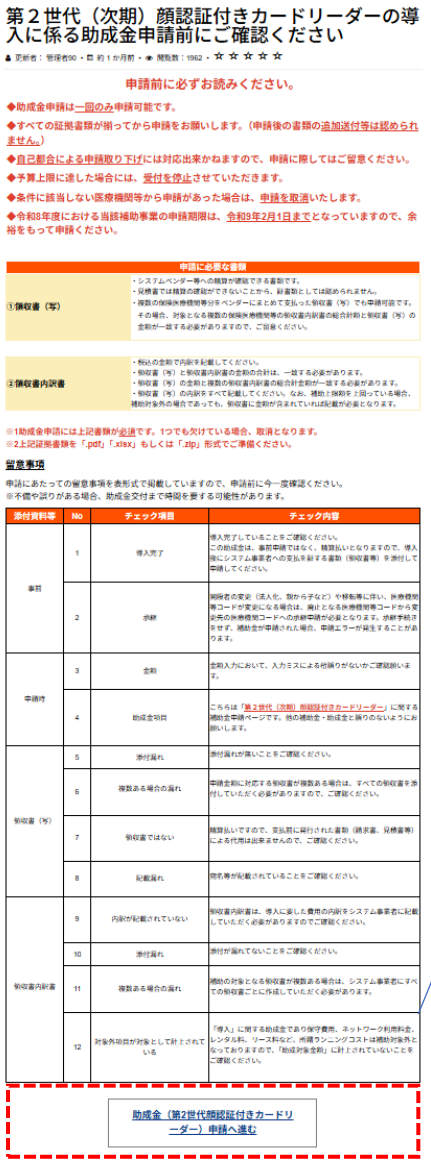


5.「第２世代顔認証付きカードリーダー（次期顔認証付きカードリーダー）導入に係る助成金交付申請」を押下します。



第２世代（次期）顔認証付きカードリーダーの導入に係る助成金申請_手順書

6.確認ページが表示されますので、今一度申請に必要な資料等を確認します。確認後、問題がなければ、「助成金申請へ進む」を押下します。



第２世代（次期）顔認証付きカードリーダーの導入に係る助成金申請前にご確認ください

更新者：管理者90 ・ 約 1 か月前 ・ 閲覧数：1962 ・ ☆☆☆☆☆

申請前に必ずお読みください。

◆助成金申請は一回のみ申請可能です。
◆すべての証拠書類が揃ってから申請をお願いします。（申請後の書類の追加送付等は認められません。）
◆自己都合による申請取り下げには対応出来かねますので、申請に際してはご留意ください。
◆予算上限に達した場合には、受付を停止させていただきます。
◆条件に該当しない医療機関等から申請があった場合は、申請を取消いたします。
◆令和8年度における当該補助事業の申請期限は、令和9年2月1日までとなっていますので、余裕をもって申請ください。

申請に必要な書類	
①領収書（写）	・システムベンダー等への精算が確認できる書類です。 ・見積書では精算の確認ができないことから、副書類としては認められません。 ・複数の保険外療養費等分をベンダーにまとめて支払った領収書（写）でも申請可能です。 その場合、対象となる複数の保険外療養費等の領収書内訳書の総合計額と領収書（写）の金額が一致する必要がありますので、ご留意ください。
②領収書内訳書	・税込の金額で内訳を記載してください。 ・領収書（写）と領収書内訳書の金額の合計は、一致する必要があります。 ・領収書（写）の金額と複数の領収書内訳書の総合計金額が一致する必要があります。 ・領収書（写）の内訳をすべて記載してください。なお、補助上限額を上回っている場合、補助対象外の場合であっても、領収書に金額が含まれていれば記載が必要となります。

※1助成金申請には上記書類が必須です。1つでも欠けている場合、取消となります。
※2上記証拠書類を「.pdf」「.xlsx」もしくは「.zip」形式でご準備ください。

留意事項

申請にあたっての留意事項を表形式で掲載していますので、申請前に今一度確認ください。
※不備や誤りがある場合、助成金交付まで時間を要する可能性があります。

添付資料等	No	チェック項目	チェック内容
事前	1	導入完了	導入完了していることをご確認ください。 この助成金は、事前申請ではなく、精算払いとなりますので、導入後にシステム事業者への支払を証する書類（領収書等）を添付して申請してください。
	2	承継	開設者の変更（法人化、個から子など）や移転等に伴い、医療機関等コードが変更になる場合は、廃止となる医療機関等コードから変更先の医療機関コードへの承継申請が必要となります。承継手続きをせず、補助金が申請された場合、申請エラーが発生することがあります。
申請時	3	金額	金額入力において、入力ミスによる桁違いがないかご確認願います。
	4	助成金明細	こちらは「第２世代（次期）顔認証付きカードリーダー」に関する補助金申請ページです。他の補助金・助成金と誤りのないようお願いします。
領収書（写）	5	添付漏れ	添付漏れが無いことをご確認ください。
	6	複数ある場合の漏れ	申請金額に対応する領収書が複数ある場合は、すべての領収書を添付していただく必要がありますので、ご確認ください。
	7	領収書ではない	精算払いですので、支払日に発行された書類（請求書、見積書等）による代用は出来ませんので、ご確認ください。
	8	記載漏れ	宛名等が記載されていることをご確認ください。
領収書内訳書	9	内訳が記載されていない	領収書内訳書は、導入に要した費用の内訳をシステム事業者に記載していただく必要がありますのでご確認ください。
	10	添付漏れ	添付が漏れてないことをご確認ください。
	11	複数ある場合の漏れ	補助の対象となる領収書が複数ある場合は、システム事業者にすべての領収書ごとに作成していただく必要があります。
	12	対象外項目が対象として計上されている	「導入」に関する助成金であり保守費用、ネットワーク利用料金、レンタル料、リース料など、所謂ランニングコストは補助対象外となっておりますので、「助成対象金額」に計上されていないことをご確認ください。

助成金（第2世代顔認証付きカードリーダー）申請へ進む

拡大

領収書内訳書	11	複数ある場合の漏れ	補助の対象となる領収書が複数ある場合は、システム事業者にすべての領収書ごとに作成していただく必要があります。
	12	対象外項目が対象として計上されている	「導入」に関する助成金であり保守費用、ネットワーク利用料金、レンタル料、リース料など、所謂ランニングコストは補助対象外となっておりますので、「助成対象金額」に計上されていないことをご確認ください。

助成金（第2世代顔認証付きカードリーダー）申請へ進む

ご注意ください！！

◆申請内容に不備がある場合、助成金交付までお時間をいただく可能性があります。

◆助成金は一度のみ申請可能です。追加申請は出来ませんので、ご留意ください。

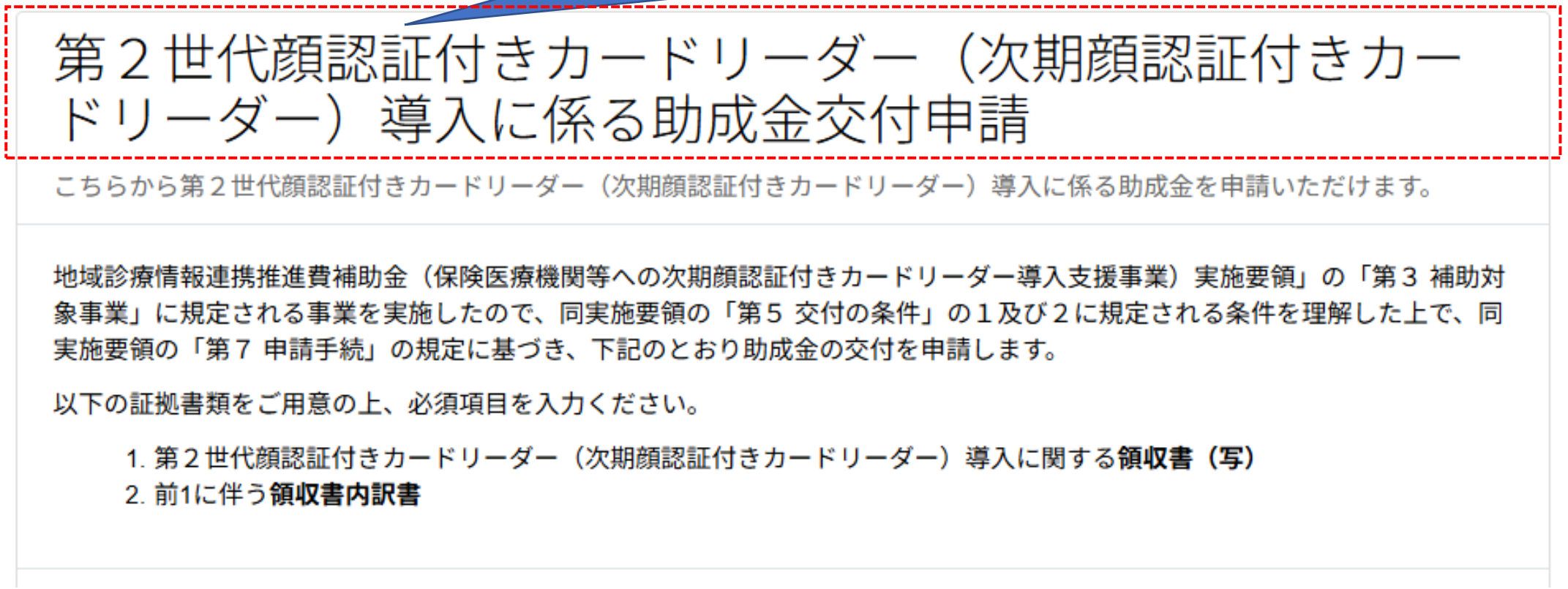
◆すべての証拠書類が揃ってから申請をお願いします。
※申請後の追加提出は認められません。

◆審査の結果、申請取消となった場合は、すべての証拠書類を改めて提出してください。
※不足分のみの追加提出は認められません。

◆自己都合による申請取り下げには原則対応出来かねます。申請に際しては、よくご確認ください。

7-1.申請フォームの注意書きを確認し、申請を進めてください。

第２世代顔認証付きカードリーダー（次期顔認証付きカードリーダー）の記載があることを確認します。



第２世代顔認証付きカードリーダー（次期顔認証付きカードリーダー）導入に係る助成金交付申請

こちらから第２世代顔認証付きカードリーダー（次期顔認証付きカードリーダー）導入に係る助成金を申請いただけます。

地域診療情報連携推進費補助金（保険医療機関等への次期顔認証付きカードリーダー導入支援事業）実施要領」の「第３ 補助対象事業」に規定される事業を実施したので、同実施要領の「第５ 交付の条件」の１及び２に規定される条件を理解した上で、同実施要領の「第７ 申請手続」の規定に基づき、下記のとおり助成金の交付を申請します。

以下の証拠書類をご用意の上、必須項目を入力ください。

1. 第２世代顔認証付きカードリーダー（次期顔認証付きカードリーダー）導入に関する**領収書（写）**
2. 前1に伴う**領収書内訳書**

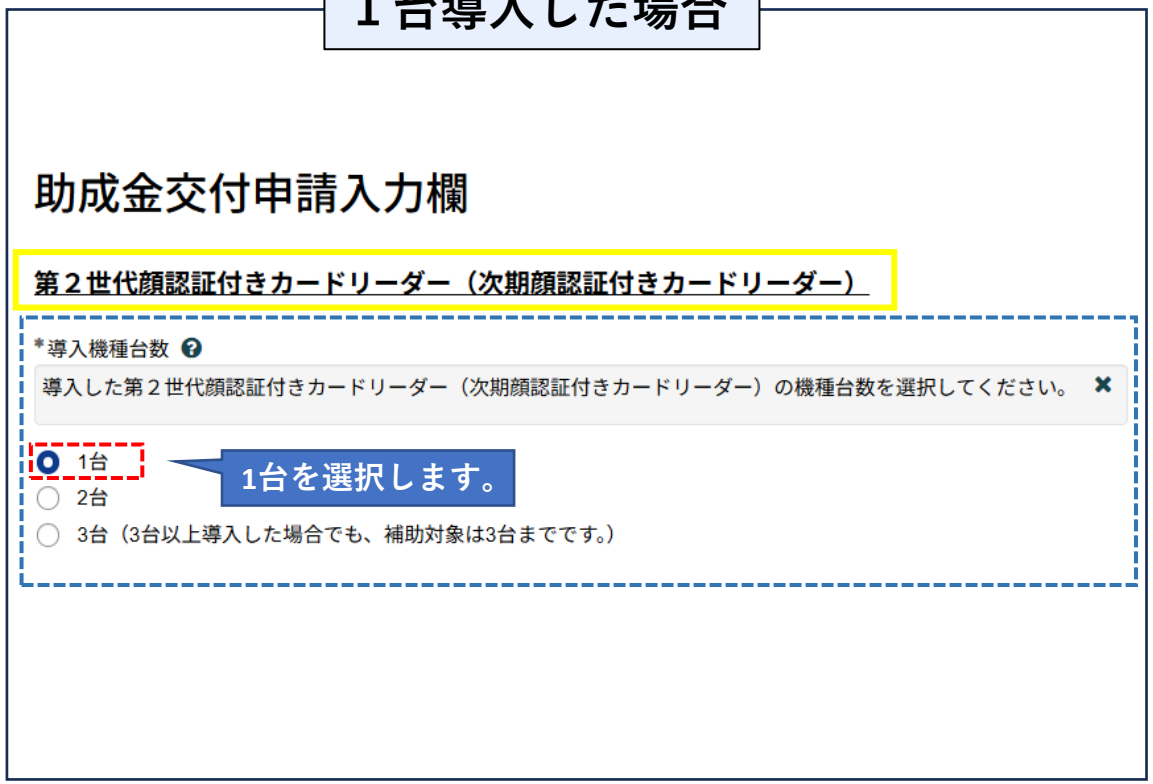
7-2.「申請者情報」「医療機関等情報」に表示されている情報を確認します。
※「申請者情報」、「医療機関等情報」は地方厚生（支）局に届け出た情報が自動で表示されるため、ご自身で入力する必要はありません。
万一情報に誤りがある場合は、オンライン資格確認コールセンターに相談ください。



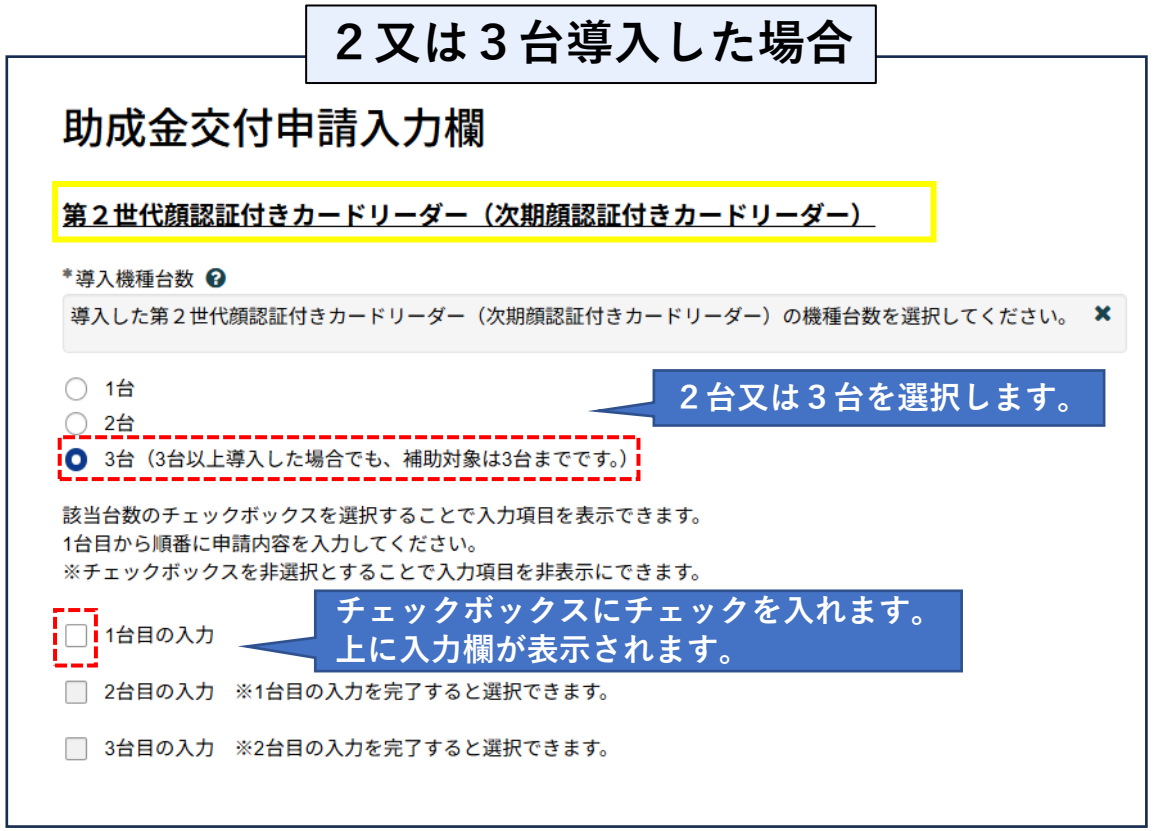
第２世代（次期）顔認証付きカードリーダーの導入に係る助成金申請_手順書

7-3.第２世代顔認証付きカードリーダーに係る「導入機種台数」（病院のみ）を選択します。※薬局・診療所の方は次ページへ
2又は3台導入した場合、「1台目の入力」のチェックボックスにチェックを入れます。

１台導入した場合



２又は３台導入した場合



薬局・診療所の方は表示されません。

7-4.「導入した機種（メーカー名）」、「導入内容」を選択します。

①導入する機種のメーカーを選択

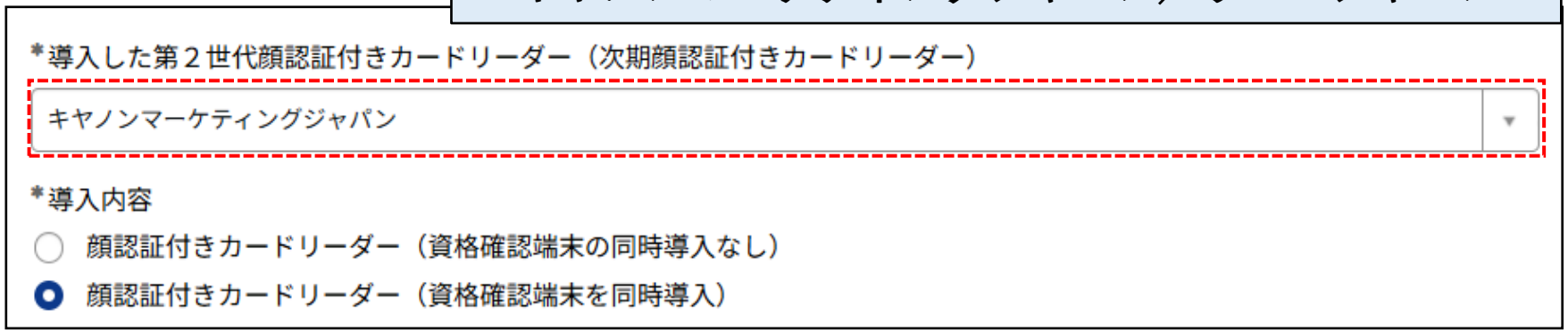
②メーカーに応じて導入内容を選択

・キヤノンマーケティングジャパン／リコージャパン

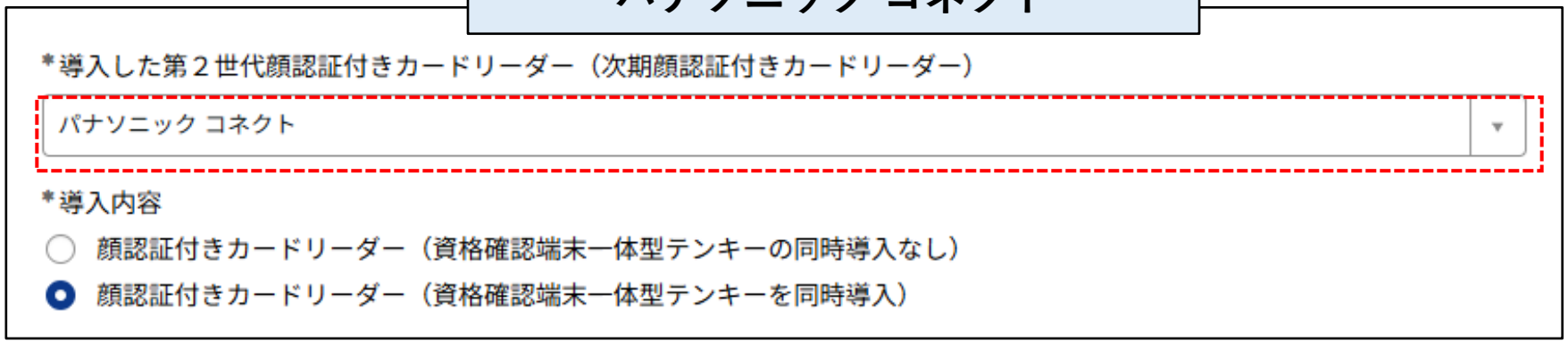
➡ 資格確認端末の有無を選択

・パナソニック コネクト ➡ テンキーの有無を選択

キヤノンマーケティングジャパン／リコージャパン



パナソニック コネクト



7-5.「導入日」を入力します。
※導入日は入力項目の右に表示されているカレンダーを押下することで、日付を選択できます。



7-6.第２世代顔認証付きカードリーダーに係る「購入価格」を入力します。
※購入価格を入力することで、補助金申請額、比較額、補助限度額が自動反映されます。そのため、新たに入力する必要はありません。



購入価格の入力により、
・補助金申請額
・比較額
・補助限度額が自動反映されます。

第２世代（次期）顔認証付きカードリーダーの導入に係る助成金申請_手順書

7-7.資格確認端末又はテンキーに係る「購入価格」を入力します。資格確認端末又はテンキーの同時導入なしの場合は次ページへ
※購入価格を入力することで、補助金申請額、比較額、補助限度額が自動反映されます。そのため、新たに入力する必要はありません。
※7-4.で「資格確認端末の同時導入なし」又は「テンキーの同時導入なし」を選択した場合は表示されません。

キヤノンマーケティングジャパン／リコージャパン

資格確認端末

*購入価格（資格確認端末）
資格確認端末の購入に要した助成金対象の費用を入力してください。
（単位：円）

例) 150000

補助金申請額
「比較額」と「補助限度額」のうち低いほうの金額を補助金申請額として自動算出します。
（単位：円、千円未満切り捨て）

購入価格の入力により、自動反映されます。

比較額
購入価格に所定の比率をかけた比較額を自動算出します。
（単位：円、一円未満切り捨て）
一律1/3

購入価格の入力により、自動反映されます。

補助限度額
定められた補助限度額を自動表示します。
（単位：円）

購入価格の入力により、自動反映されます。

パナソニック コネクト

*購入価格（テンキー）
テンキーの購入に要した助成金対象の費用を入力してください。
（単位：円）

例) 10000

補助金申請額
「比較額」と「補助限度額」のうち低いほうの金額を補助金申請額として自動算出します。
（単位：円、千円未満切り捨て）

購入価格の入力により、自動反映されます。

比較額
購入価格に所定の比率をかけた比較額を自動算出します。
（単位：円、一円未満切り捨て）
一律1/2

購入価格の入力により、自動反映されます。

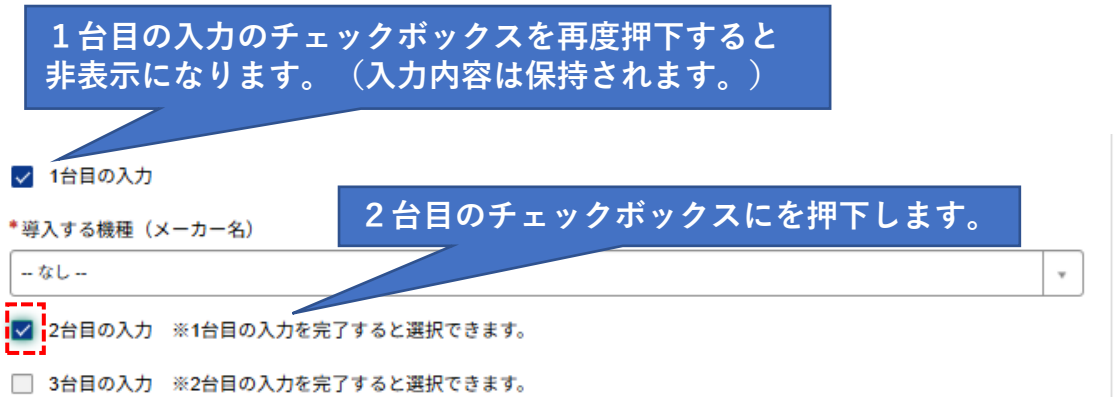
補助限度額
定められた補助限度額を自動表示します。
（単位：円）

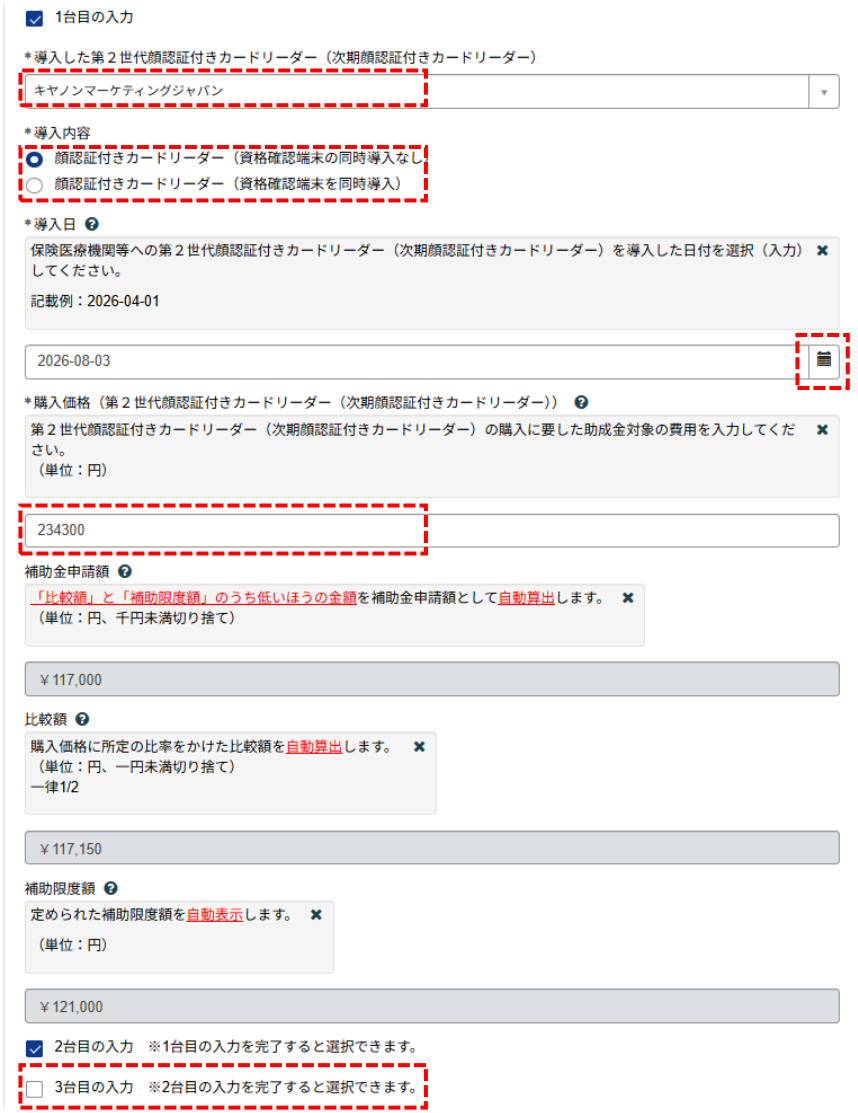
購入価格の入力により、自動反映されます。

第２世代（次期）顔認証付きカードリーダーの導入に係る助成金申請_手順書

7-8. ２又は３台導入した場合（病院）※１台導入した場合（病院）・薬局・診療所の方の場合は次ページへ

１台目の入力後、「2台目の入力」のチェックボックスにチェックを入れます。1台目と同様に表示された入力欄に必要項目を入力します。



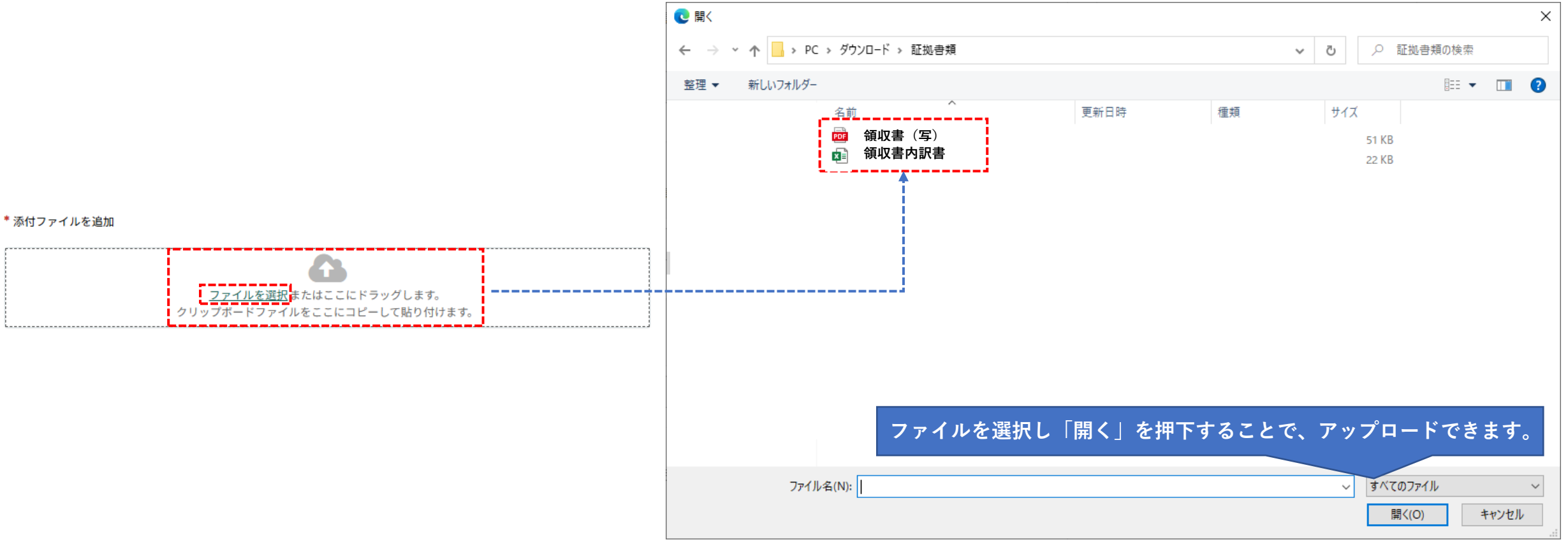


（３台導入した場合）
３台目の入力のチェックボックスにチェックを入れ、
１台目と同様に必要項目を入力します。

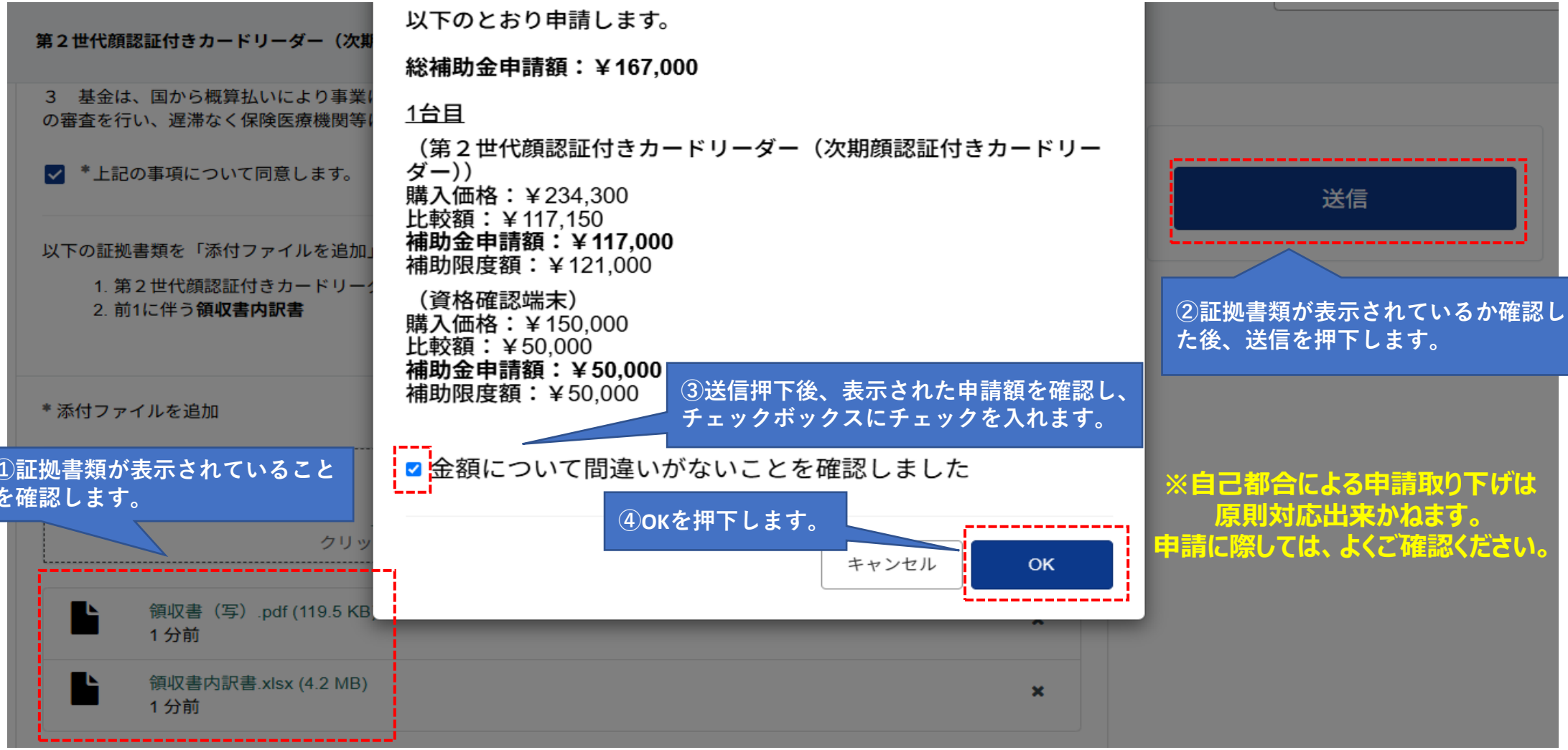
7-9. すべての入力が終了したら「合計額算出」を押下し、総補助金申請額を確認します。確認後問題がなければ、説明を一読しチェックボックスにチェックを入れます。



7-10.「ファイルを選択」を押下又はドラッグをして添付ファイルを追加します。「領収書（写）」、「領収書内訳書」を「.pdf」「.xlsx」「.zip」でアップロードしてください。



7-11.証拠書類のアップロードに成功すると、ポータルサイト上に表示されますので、申請内容を今一度確認し、「送信」を押下します。その後、「総補助金申請額」、「補助金申請額」、「補助限度額」等がポップアップで表示されますので、チェックボックスにチェックを入れ「OK」を押下します。



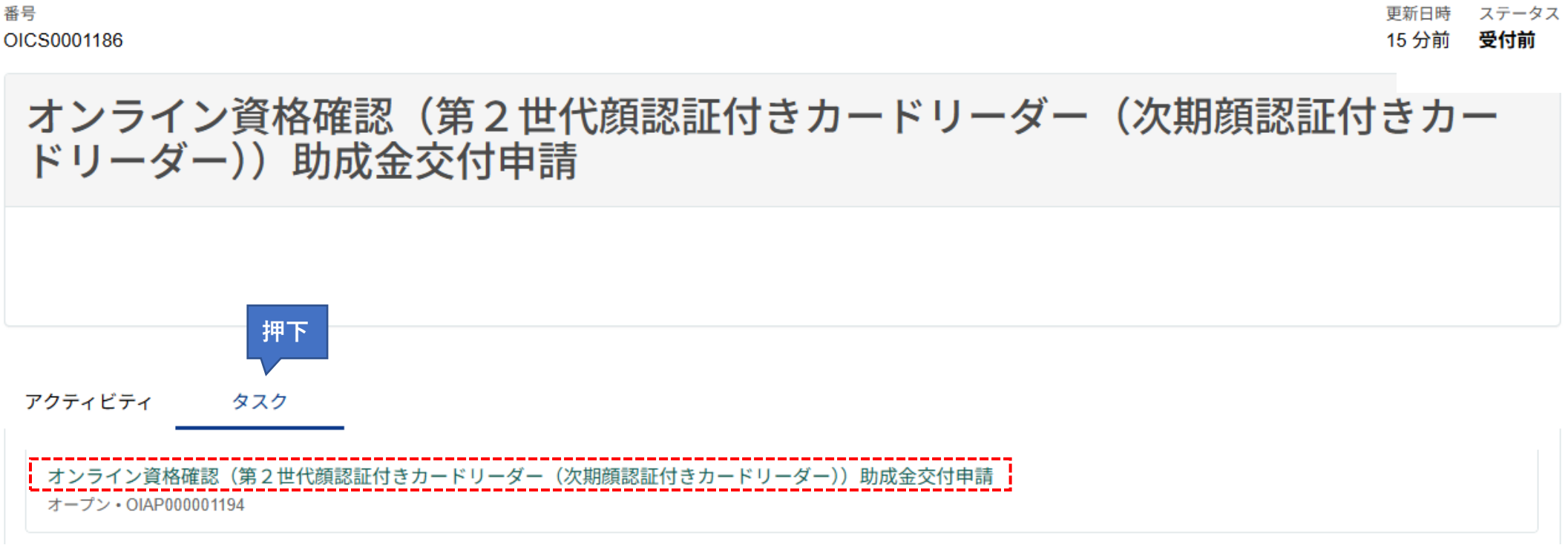
8. OKを押下後、本ページが表示されれば申請完了です。



（参考1）.マイリストから申請状況を確認することが出来ます。 ログイン>マイリスト>申請>件名を押下します。



（参考2）.タスク>申請を押下します。



第２世代（次期）顔認証付きカードリーダーの導入に係る助成金申請_手順書

（参考3）.申請時の情報を閲覧できます。参考情報は以上です。※本手順書の一部画像は、サンプルのため表示されません。

